

# 7月は「同和問題啓発強調月間」です

☎生涯学習課人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

## 「受けて立つ差別」

何処へ行っても 何処まで行っても

追いかけてくるこの差別

就職に職場に結婚に 果ては孫のお誕生会に

私たちはもうこの差別から逃げる事をやめにして

振り返ってにっこりと迎える事に決めました

私は前にも後にも部落と解るレッテルを

しっかりと貼って歩きたい

西に東に南に北に

この差別の不合理を叫び続けて歩きたい

今日も明日もあさっても

差別が無くなるまで歩きたい

江口いと人権の詩「人の値打ち」より

江口いと（1912～2009年）

40年間で約3千回の講演会を行い、96歳でこの世を去るまで、人権詩人として生涯をかけて部落差別の解消を叫び続けました。

## 7月は同和問題啓発強調月間

福岡県では、昭和56年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、部落差別（同和問題）に関する啓発を行っています。

この機会に、さまざまな差別問題への理解を深め、差別のない社会の実現に向けて、人権意識を高めましょう。

## 日本固有の人権問題

特定の地域の出身であることや特定の地域に住んでいることを理由に、日常生活で差別を受けている人たちがいます。それが「部落差別」です。

江戸時代は「身分制」により、一部の人たちが職業や住まい、結婚、服装などを制限されていました。明治4年にこの制度は廃止されましたが、実体的・心理的差別が残り、部落差別として現代社会で続いています。

## 私たちの課題

「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という考え方、いわゆる「寝た子を起こすな論」は正しいのでしょうか？

人々に差別意識が残っている限り、そっとしていても部落差別が解決することはありません。誰かの人権が侵害される可能性のある社会において、部落差別の解決は、そこで暮らす私たち一人ひとりの課題であり続けます。

## すべての人権が侵害されない社会を目指して

人は誰でも幸せに生きる権利があります。それが「人権」です。しかし、現実社会では、前述した部落差別が根強く残るほか、子どもが親から虐待を受けたり、「高齢者だから」「外国人だから」「障がいがあるから」などの理由で差別を受けたりするなど、あらゆる人権問題が存在します。

すべての人権が侵害されない社会を目指して、まずは自分ができることから始め、人権問題解消への第一歩を踏み出しましょう。

## 差別のない社会を目指して

～ 部落差別解消推進法の施行から 10 年の節目に同和問題を考える ～



▲令和 7 年度 広川町人権ポスター  
中広川小学校 4 年生 (現 5 年生) 大塚沙枝さん

### 部落差別解消推進法とは？

部落差別のない社会を実現するため、平成 28 年 12 月に施行されました。

この法律が制定された背景には、差別発言などの人権侵害が依然として存在していることに加え、インターネット上で差別を助長する書き込みが行われるなど、情報化社会特有の新たな人権侵害が発生していることにあります。

この法律では、次のことが明記されています。

・現在もなお部落差別が存在すること

・部落差別はゆるされないものであること

・国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現すること

さらに、国や地方自治体に次のことを求めています。

・差別解消に向けた相談体制の充実

・啓発活動の推進

・実態調査の実施

### 差別のない社会を目指して

日本国憲法 14 条で、基本的人権の基礎となる「法の下の平等」が掲げられ、部落差別のない社会の実現が期待されましたが、残念ながら実現には至っていません。

身分制の廃止から 155 年、部落差別解消推進法の施行から 10 年が経過した今こそ、差別のない社会を実現するため、私たち一人ひとりが人権問題に積極的に関心を持ち、差別解消に向けて行動を起こしていくことが必要です。

### 差別をなくすためにできること

- ・差別と感じたら信頼できる人に相談しましょう
- ・セミナーや講演会に積極的に参加し、正しい知識をもちましょう
- ・うわさやネットの書き込みをうのみにして拡散する前に、まずはよく考えましょう

### なるほど人権セミナー

広川町では、7 月に「人権セミナー」を開催しています。この機会に、人権・同和問題について学びませんか。

【第 1 回】7 月 7 日(火)

内容：「これからの人権・同和教育」

講師：新谷恭明さん (福岡県人権研究所 顧問)

【第 2 回】7 月 17 日(金)

内容：「出会いを通してなかまをつくる～部落に生まれて～」

講師：森山資典さん(熊本県人権教育研究協議会 会長)

[対象] 誰でも参加できます。

[時間] 19:00 ～ 20:30

[場所] 保健・福祉センター「はなやぎの里」  
3 階多目的ホール

[定員] 各 100 人程度

### 同和問題啓発強調月間講演会

内容：「全国部落調査裁判判決の意義と部落差別解消推進法施行 10 年～激変する情報環境と IT 革命の進化をふまえて～」

講師：北口末広さん (近畿大学人権問題研究所)

[日時] 7 月 18 日(土) 13:30 ～ (12:30 開場)

[場所] クローバープラザアリーナ棟 2 階大ホール(春日市)

※入場無料、申し込み不要